令和3年度山形県国民健康保険団体連合会事業計画

１．基　本　方　針

国民健康保険は、国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進等に大きく貢献してきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展や医療技術の高度化、高額医薬品の保険適用等の拡大により、医療費が年々増加する一方、国保被保険者数は、被用者保険の適用拡大等の影響により減少の一途をたどっています。更に、保険料（税）調定額の総額も減少傾向となっており、国保財政は依然として、厳しい状況にあります。

このような中、新たな国保制度が平成３０年４月に施行され、国保の財政基盤強化が図られましたが、団塊の世代や団塊ジュニア世代の高齢化の進行等により、今後益々、医療費の増加が見込まれることや新型コロナウイルス感染拡大が経済に与える影響等も非常に大きく、国保財政の厳しい運営は続くものと思われます。

一方、医療等分野における番号制度を活用するため、令和３年３月に運用開始するオンライン資格確認等システム及び特定健診情報管理機能や同年１０月に運用開始するレセプト振替機能及び医療費、薬剤情報管理機能の本稼働に向けた準備を着実に進め、本会としてもシステム対応を確実に実施しながら、令和３年度における安定運用を目指し、重点的に取り組みます。

更には、本会の責務である「審査業務の充実・強化」をより一層充実したものにするため、令和３年度においても事務付託審査の拡充やコンピュータチェックルールの統一に向けた推進など、引き続き、審査業務の高度化と効率化を図るため積極的に取り組みます。

加えて、保険者等が行う保健事業への支援を強化するとともに医療費適正化対策として、第三者行為求償事務及びレセプト点検事務等の更なる推進、国保総合システムやＫＤＢシステムを活用した保険者努力支援制度への取組強化を図ります。

また、後期高齢者医療事業、介護保険事業並びに障害者総合支援事業に係る審査支払業務、これら事業に関する各業務についても、令和２年度に引き続き、各市町村並びに後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら業務遂行に当たります。

情報セキュリティ対策については、個人情報等の重要な情報資産を適正管理するため、令和３年度においても定期的に情報セキュリティ対策会議を開催するなど情報セキュリティレベルの維持・向上を目指し、ＩＳＭＳの継続的な運用・改善を実施するとともに各課との連携強化を図りながら、情報セキュリティ対策の充実強化に努めます。

２．重　点　目　標

１．制度改革に対する運動の展開と財政基盤安定化への取組

国民健康保険運営の安定化を目指し、国保制度改善強化全国大会に参加するとともに、医療保険制度の一本化の早期実現に向けた運動に取り組む。併せて、国保財政の基盤安定化を推進するため、令和２年度に引き続き、保険者努力支援制度への積極的な取組強化を図る。

２．医療費適正化対策及び保険者機能の強化

（１）診療報酬等に係る質の高い審査業務をより効率的に行うため、審査支援システムの更なる有効活用と画面審査によるコンピュータチェックの効果的な運用・拡充を図っていく。

更に、審査委員会との連携を一層密にし、より専門性の高い審査事務局体制の構築を図りながら、充実した事務共助に努める。

また、令和２年７月１７日閣議決定された「規制改革実施計画」に基づき、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を目指し、国保中央会・他県国保連合会と一体となった取組を進めていく。

（２）国保保険者が「データヘルス計画」に基づいて実施した事業等のＰＤＣＡサイクルによる振り返りや事業の見直し等に対し、これまでもＫＤＢ（国保データベース）システムを活用した評価方法等の支援やヘルスサポート事業として専門家で構成する保健事業支援評価委員会からの事業評価の方法等の支援を実施してきた。国保保険者では令和２年度に実施した第二期データヘルス計画の中間評価を基に、令和３年度からの個別保健事業等を予定していることから、保険者への更なる支援を推進する。また、令和２年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が展開され、山形県や山形県後期高齢者医療広域連合と連携し、各種データの提供等を行い、更なる推進に向け支援する。更に、山形県及び市町村医療費統計等の各種データの提供や統計分析業務も継続して取り組む。

（３）これまで保険者支援として実施してきた「特定健診・特定保健指導受診率等向上対策事業」については、保険者努力支援制度の評価指標になっているため、拡充を図りながら引き続き支援を実施していく。また、糖尿病等重症化予防への取組や適正な服薬等に関しても、適宜有効活用できるデータ提供等を行い、保険者努力支援制度の指標到達に向けた支援を行う。

（４）保険者協議会は、共同で事務局を運営する山形県と連携し、その円滑な事業運営を図っていく。

（５）令和２年度においてもジェネリック医薬品利用促進データ提供を行う。また、国保保険者からの委託により、ジェネリック医薬品差額通知書の作成業務を実施する。

３．業務処理ＩＴ化の推進

国保総合システム等基幹システム及び保険者と国保連合会間のネットワークについて、国保中央会と連携した運用管理を行い、これらシステムの安定稼働に努める。また、オンライン資格確認等システムの運用開始に伴い１０月からレセプト振替機能、医療費及び薬剤情

報管理機能の運用開始、風しん対策、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた対応など、国保中央会と連携を図りながら実施に向け万全を期す。

更に、国保総合システムを活用し、医療費通知書やジェネリック差額通知書の作成など、保険者努力支援制度に向けた保険者の取組を支援する。

４．広報事業の推進

医療保険制度や健康意識の啓発に関する出版物の斡旋を行う。また、保険者における健康づくりに関する事業支援のため、健康測定器具・視聴覚教育用機材の貸出し等を行う。

５．保険者における円滑な事業運営への支援

（１）保険者から業務委託を受けているレセプト二次点検については、受託保険者数の増加に伴い、より一層の外部システムの有効活用や内部研修を充実させ、点検業務について品質の維持向上を継続していく。

（２）第三者行為に係る求償事務については、医療費適正化の効果が高く、国も取組強化の方針であるため、重点的かつ適正な共同処理に努めていく。

（３）保険料（税）算定支援については、保険料（税）平準化のため国保中央会が提供し、適正な保険料（税）算定や算定状況分析を行うことができる国保料（税）適正算定マニュアルを活用して保険者への業務支援を図る。また、共同印刷については、保険者事務の効率化を図る観点から、被保険者証（兼高齢受給者証）の作成や年間分の医療費通知を作成し、事務の標準化を推進する。

（４）データに基づく情報提供については、事業月報・年報データ等から世帯数・被保険者数、財政状況、保険料（税）の状況、及び医療費の状況等を資料化し、充実した内容の情報提供に努める。

（５）本会が受託した国保事業費納付金等算定業務については、山形県担当課との連携を密にし、スムーズな算定業務となるよう令和２年度に引き続き支援を行う。

６．地域包括ケアの推進

国保診療施設の充実強化と健全運営を図るため、診療施設の要請により医師確保に向けた支援を行うとともに、地域包括ケアの実践を目的に開催される全国及び山形県国保地域医療学会等の研究活動に積極的に取り組む。

更に、全国国保診療施設協議会の事業にも継続的に参加していく。

７．介護保険事業及び障害者総合支援事業の推進

（１）介護保険事業については、介護報酬の審査支払や介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務の円滑な遂行に努める。また、介護保険者の介護給付適正化を支援するため、縦覧点検や医療情報との突合点検を行うとともに介護給付適正化システムの操作研修を行う。

（２）介護サービス苦情処理業務については、利用者からの苦情申立てに対して、介護サービス苦情処理委員会で調査の必要性や改善すべき事項を検討するほか、相談窓口として関係機関との連携を図り適切に対処する。

（３）障害者総合支援に係る障害福祉サービス等については、令和２年度に引き続き審査支払業務の円滑な業務遂行に努める。

（４）令和２年５月に稼働した、介護保険・障害者総合支援一拠点化集約システムについて、引き続き安定稼働に向けて取り組む。

（５）年金からの特別徴収に係る保険料（税）特別徴収経由機関業務については、適切な処理を行う。

８．個人情報保護及び情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持

本会では、レセプト等の個人情報を含む機密性の高い情報を多数取り扱っていることから、令和２年度に引き続き、ＩＳＭＳに係る「基本方針」、「対策基準」及び「実施手順」を遵守し、定期的に情報セキュリティ対策会議を開催しながら、保有する情報資産の個人情報保護に万全を期す。更に、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、情報セキュリティ対策の充実強化を図る。

３．事　業　計　画

１．診療報酬審査支払及び療養費の審査に関する事業

⑴診療報酬審査委員会の運営

イ　診療報酬審査委員会５７名により毎月５日間開催

ロ　再審査部会委員３０名による再審査

ハ　審査専門部会委員３０名による高点数レセプトの重点審査

ニ　常務処理審査委員３名によるレセプトの疑義処理

⑵療養費審査会の運営

イ　療養費審査委員４名により毎月１日間開催

⑶柔道整復師施術療養費審査委員会の運営

イ　柔道整復師施術療養費審査委員会委員６名により毎月１日間開催

(4)国民健康保険診療報酬の審査支払

イ　国民健康保険診療報酬　　ロ　高額療養費　　ハ　柔整療養費

(5)後期高齢者医療診療報酬の審査支払

イ　後期高齢者医療診療報酬　　ロ　高額療養費　　ハ　柔整療養費

(6)国民健康保険及び後期高齢者医療以外の診療報酬の審査支払

イ　公費負担医療

(7)審査支払業務の会議及び研修

イ　診療報酬審査委員会関係

① 全国審査委員会会長連絡協議会

② 全国常務処理委員連絡会議及び研修

③ 社会保険指導者研修会（医科、歯科）

④ 全国整形外科保険審査委員会議

⑤ ブロック別審査業務研究会

ロ　審査関係に係る保険者への業務連絡

(8)超高額レセプトの審査

超高額レセプトは国保中央会との審査委託契約に基づき、国保中央会に設置している特別審査委員会にて行う。

(9)国民健康保険におけるレセプト点検業務

国保保険者におけるレセプト点検事務に係る支援と医療費適正化を目的にレセプト点検業務支援事業を実施。

(10)後期高齢者医療におけるレセプト点検業務

後期高齢者医療に係るレセプト等点検調査業務を実施。

２．広報に関する事業

(1)優良図書等の斡旋

制度のＰＲ並びに健康意識の啓発に関する出版物等の斡旋を行い保険者の利便を図る。

(2)視聴覚及び健康教育機材の貸出し

保険者へ運動機能分析装置、加速度脈波測定器、骨密度測定器、ポータブル体成分析装置、ヘルスパネル等の貸出しを行う。

３．保健事業に関する事業

⑴特定健診・特定保健指導に係るデータ管理及び費用決済業務

⑵保険者努力支援制度指標到達に向けた支援

⑶レセプト情報等に基づく統計及び冊子の発刊

⑷保険者の保健事業に対する国保連合会等保健師による支援

⑸「新・国保３％推進運動」に係る保健事業の推進

⑹保健事業支援･評価委員会による支援等を始めとした国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

⑺国保データベース（ＫＤＢ）システム等による各種データ提供やシステム操作及び統計分析に関する支援

⑻保険者協議会における共同事務局としての取組

４．保険者事務共同電算処理に関する事業

⑴関連会議

電算処理業務研究会(東北地方国保協議会)

⑵業務処理ＩＴ化の推進

次期国保総合システムの更改に向け、今後の情勢を踏まえ、国保中央会と連携を図りながら準備を進める。

⑶保険者事務共同電算処理

被保険者の資格確認、高額療養費の支給額計算、医療費通知・後発医薬品利用差額通知作成等

５．調査研究に関する事業

新たな保険者事務の共同事業に関する企画や本会事業の改善等について検討するため、必要に応じて研究組織を設置するなどして、調査研究を行う。

６．保険者の円滑な事業運営に資する事業

⑴第三者行為求償事務

第三者行為に係る求償事務の受託と賠償金の請求に関する事務並びに保険者に職員が出向き相談業務を行う連絡調整会の実施。

⑵保険料(税)の平準化に向けたシミュレーション業務の支援

⑶国保レセプトデータ等に基づく各種情報の提供

(4)共同購入及び印刷

国保関係図書斡旋及び各種証明書類を一括印刷し保険者に配布する。

(5)国保関係統計資料(確定版)の発行

(6)国保事業費納付金等算定業務の支援

７．国保診療施設に関する事業

(1)国保診療施設医師部会の運営

イ 総会・役員会　　年１回役員会と必要に応じて総会を開催する。

ロ 医学大会　　山形県国民健康保険地域医療学会を開催する。

(2)国保診療施設開設者協議会の開催（２年に１回）

(3)国保診療施設への協力

イ 国保診療施設関係者の合同研修(年１回)　　国保診療施設の総合的な研究課題を設定し、研修会を開催する。

ロ 医師確保対策　　診療施設の要請により医師確保に向けた支援を行う。

(4)全国国保診療施設協議会諸会議及び研修

８．山形県市町村保健活動推進委員会事業の推進

９．山形県在宅保健活動者連絡協議会事業の推進

10．国保事業功労者表彰に関する事業

11．国保事業充実強化推進運動

12．国保制度改善の推進に関する事業

国民健康保険中央会の事業への参加

(1) 国保制度改善強化全国大会

(2) 陳情実行運動

13. 保険者との連絡調整に関する事業

(1)国民健康保険業務推進協議会

本会事業運営上の諸問題について協議し、理事長の諮問に応え業務の推進を図る。

(2)その他の会議

イ 業務連絡会議

保険者と国保連合会の連絡調整を図るため、必要に応じて開催する。

ロ 山形県国民健康保険運営協議会連絡会への事務共助

ハ その他の事務打合せ

必要に応じて、県関係課や関係団体と随時打合せを行う。

14. 介護保険制度に関する事業

(1)介護給付費の審査及び支払に関する事業

イ 介護給付費審査委員会の開催

ロ 介護給付費の審査及び支払に関する業務

ハ 保険者事務共同処理に関する業務

ニ 介護給付適正化対策事業に関する支援業務

(2)介護サービス苦情処理に関する事業

イ 介護サービス苦情処理委員会の開催

ロ 介護サービスの苦情に関する調査業務

ハ 介護サービスの苦情相談業務

(3)その他の会議

イ 介護保険事業調整委員会・作業部会

ロ 研修事業（実務担当者研修・介護給付適正化システム研修）

15. 障害者総合支援法に基づく給付費等の審査及び支払に関する業務

16. 年金からの特別徴収に係る保険料（税）特別徴収経由機関業務